

白石町と学校法人旭学園佐賀女子短期大学 との連携協力に関する包括協定書

佐賀県杵島郡白石町と学校法人旭学園佐賀女子短期大学（以下「両者」という。）は、相互の発展をめざして幅広い分野で協力するために、ここに協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもとに教育、福祉、文化及びまちづくりなどの様々な分野において相互に協力し、人材育成と地域社会の発展を一層推進することを目的とする。

（連携内容）

第2条 両者は以下の事項において連携・協力する。

- (1) 教育・福祉・文化の振興、発展に関すること。
- (2) 人材育成に関すること。
- (3) まちづくりに関すること。
- (4) 地域産業の振興、発展に関すること。
- (5) 情報化、グローバル化に向けた取組に関すること。
- (6) その他必要に応じて両者が協議し、認める事項。

（協議）

第3条 前条の連携・協力事項の実施内容については、毎年協議する。

（期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定書締結から1年後の日が属する年度の末日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の2月前までに、両者いずれからも申出のない場合は、さらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 両者は、協定書の有効期間内の活動において、双方より知り得た秘密事項について、協定書の有効期間内であるか協定書の有効期限満了後であるかを問わず、その一切について守秘義務があるものとする。

（活動承認）

第6条 両者は、本協定に基づく活動をするときは、その内容について、事前に協議の上、行うものとする。

（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めるもののほか必要な事項が生じたときは、両者が協議の上、別に定めるものとする。

本協定書は2通作成し、両者それぞれ署名捺印の上、各自が1通を保管する。

平成27年8月28日

佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1

佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1313番地

佐賀県杵島郡白石町

学校法人旭学園佐賀女子短期大学

町長 田島健一
長之印

学長 南里悦史
内閣総理大臣印